

## 東浦町土地区画整理事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項の規定により、土地区画整理事業（以下「事業」という。）を施行する者（施行しようとする者を含む。以下「施行者」という。）に対して補助金を交付することにより、事業を促進し、健全な市街地の造成を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

2 この要綱に定めがない事項については、東浦町補助金等交付規則（昭和52年東浦町規則第5号）に定めるところによる。

### (適用範囲)

第2条 補助金の交付を受けることができる事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市街化区域内の未利用地の有効活用に資するほか町長が特に必要と認める事業については、この限りでない。

(1) 事業施行地区（事業施行地区が市街化調整区域にある場合にあつては、市街化区域に隣接する事業施行地区に限る。）の面積が2ヘクタール以上であること。

(2) 事業施行地区内の道路、水路、公園、広場及び緑地の用に供する土地の合計面積が当該施行地区の面積の25パーセント以上であること。

(3) 事業施行地区内に都市計画決定された道路又は道路法（昭和27年法律第180号）第29条に定める基準に適合し、かつ、幅員が6メートル以上の道路の新設又は改良に関する事業を含むこと。

(4) 法第3条第1項の規定に基づき事業を施行する場合にあつては、法第7条に規定する承認及び法第8条に規定する同意を、法第3条第2項の規定に基づき事業を施行する場合にあつては、事業施行地区内となるべき区域内の土地について、当該土地の所有権を有する者及び借地権者のそれぞれ85パーセント以上の仮同意を有し、かつ、仮同意した者の所有する土地の合計面積が当該区域内の土地の総面積の85パーセント以上であること。

### (補助金の交付等)

第3条 前条に規定する事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として町長が認める経費は別表のとおりとし、この経費について予算の範囲内で施行者に補助金を交付する。ただし、法第120条第1項の規定による公共施設管理者負担金又は国及び県の補助金の交付対象となった経費については、補助金交付の対象から除くものとする。

2 町長が特に必要と認める経費については、別に定める。

(雑則)

第4条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

2 東浦町土地区画整理事業助成要綱（昭和55年3月21日）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。ただし、別表第12項の用地費の補助については、同日以降に仮換地の指定が行われる事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。ただし、別表第5項の用地費の補助については、同日以降に仮換地の指定が行われる事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

事業の内容	補助対象経費	算定基準	補助率	
1 事業計画の作成	調査設計費、事務費	事業の施行認可または組合設立認可までに要する経費	10 / 10	
2 道路の築造	用地費、工事費	幅員6メートルを超える部分	10 / 10	
3 公園の設置	用地費	施行面積から地区内の既存宅地を除いた面積の3%を超える部分	10 / 10	
	施設整備費	公園施設整備費に要する経費	5 / 10	
4 緑地の設置	用地費	施行面積から地区内の既存宅地を除いた面積の2%を超える部分	10 / 10	
5 排水路の築造	用地費、工事費	地区外から流入する水の処理に係る費用	地区内の排水に供されないもの	10 / 10
			地区内の排水にも供するもの	5 / 10
6 雨水調整池の築造	工事費	地区内の水だけの調整池	5 / 10	
	用地費、工事費	地区外から流入する水によって規模を拡大する場合は、その拡大部分	10 / 10	
7 上水道の設置	水道管理設費	消火栓設置に伴う配水管の口径増加分について、水道事業により算出した額	10 / 10	
8 既存宅地	軽減措置	200㎡未満の土地の場合は用地費で算出した額の5%、400㎡未満の土地の場合は用地費で算出した額の2%をそれぞれ乗じて得た額	5 / 10	
9 過小宅地	軽減措置	用地費で算出した額の5%にその土地の面積を乗じて得た額	5 / 10	
10 環境整備費	用地費、工事費	ごみ集積場、道路照明施設等町が必要とするもの	5 / 10	
11 調査設計費	委託業務費	測量試験費、換地諸費等の費用で総事業費の6%以内の額	1 / 3	
12 後退用地	用地費	事業区域界が、「建築行為に係る後退用地指導要綱」第2条に規定する道路に接する場合、この道路と後退線の間介在する面積	10 / 10	

備考 1 用地費の単価は、事業計画策定時における土地鑑定評価額を基準にして、町長が定めた額とする。ただし、公共施設管理者負担金を算定するために土地鑑定評価額を定めたときは、これを基準として算出した各筆評価額の単価平均とする。

2 事業の内容欄の既存宅地とは、事業施行前に居宅のある土地をいう。

3 事業の内容欄の過小宅地とは、1人で所有する土地の面積が100平方メートル以下の土地をいう。

4 後退線とは、「建築行為に係る後退用地指導要綱」第3条第1項第2号に規定する後退線をいう。

5 算定基準欄の既存宅地とは、次に掲げるものとする。

(1) 居宅の有無に関係なく登記簿地目が宅地である土地（参考：大規模な宅地の造成等の規制、愛知県農地林務部）

(2) 居宅がある土地（居宅：中部電力の鉄塔を含む。）

6 緑地は、その中に排水路、雨水調整池を設置した場合は、これらの用途部分の面積は除く。

7 排水路、雨水調整池の用地費は、緑地に設置した場合も対象とする。

8 環境整備費は、以下に掲げるものも含む。

(1) 側溝の覆蓋。ただし、宅地の間口3mを除くものとし、間口数は給水等の引込み数とする。

(2) 道路の区画線